

埼玉県建築工事共通費積算基準 新旧対照表

令和7年4月1日

凡例 今回追加、変更

凡例 : 今回削除、変更

改正後	改正前
<p>建築工事共通費積算基準</p> <p>1 共通費の区分と内容（省略）</p> <p>表－1 共通仮設費（省略）</p> <p>表－2 現場管理費（省略）</p> <p>表－3 一般管理費（省略）</p> <p>表－4 付加利益等（省略）</p> <p>2 共通仮設費の算定</p> <p style="text-align: center;">（ 中略 ）</p> <p>表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容（省略）</p> <p>表－6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容（省略）</p>	<p>建築工事共通費積算基準</p> <p>1 共通費の区分と内容（省略）</p> <p>表－1 共通仮設費（省略）</p> <p>表－2 現場管理費（省略）</p> <p>表－3 一般管理費（省略）</p> <p>表－4 付加利益等（省略）</p> <p>2 共通仮設費の算定</p> <p style="text-align: center;">（ 中略 ）</p> <p>表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容（省略）</p> <p>表－6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容（省略）</p>

<p>(4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(5) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。</p> <p>この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p>	<p><u>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。</u></p> <p>(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。</p> <p>この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p>
<p>3 現場管理費の算定</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場</p>	<p>3 現場管理費の算定</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。</u></p> <p>(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場</p>

管理費を算定する。

(5) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

4 一般管理費等の算定（省略）

（ 以下省略 ）

管理費を算定する。

(6) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

4 一般管理費等の算定（省略）

（ 以下省略 ）